

大牟田市シティプロモーション推進業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の名称

大牟田市シティプロモーション推進業務

2. 業務の目的

本業務については、本市の認知度及びイメージを向上させ、域内への移住・定住を図ることを目的とし、地域おこし協力隊を本市内に設置し、当該地域おこし協力隊の活動を管理・支援するとともに、本市の認知度向上につながる新たな情報発信サイト（シティプロモーションサイト）の構築・運営及び本市の魅力を発信するイベント等を企画し、本市への移住・定住を促進する。

3. 業務の概要

業務名：大牟田市シティプロモーション推進業務

※業務内容の詳細は「大牟田市シティプロモーション推進業務委託仕様書」のとおり

なお、今回示している仕様書は、業務委託候補者の選定にあたり、本業務の発注者としての考えをまとめたものであり、契約締結時に本市と受託者が協議の上、内容を確認、変更する場合がある。

4. 履行期間

契約締結の日～令和 10 年 3 月 31 日まで

（債務負担行為に基づく複数年契約とする）

（業務スケジュール）

業務内容		6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
地域おこし協力隊 設置支援業務	採用支援	～ R6.8.31			
	活動支援		R6.9.1～R9.8.31		
シティプロモーションサイト (R6.10.1 公開)	構築	～ R6.9.30			
	保守・運用		R6.10.1～R10.3.31		
自社動画配信サービス及び SNS 運営支援			R6.9.1～R10.3.31		

5. プロポーザル提案上限額

33,248,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

各年度の内訳は次の通りとする。

年 度	業務の最大規模に係る金額
令和 6 年度	7,927,000 円
令和 7 年度	9,840,000 円
令和 8 年度	9,840,000 円
令和 9 年度	5,641,000 円

※契約締結にあたっては、大牟田市契約規則（平成 2 年 3 月 31 日規則第 26 号）第 23 条の規定に基づく契約保証金を納付すること。ただし、同規則第 23 条の 2 に該当するときは納付を免除する。

6. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

7. 参加資格要件

- (1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
 - ①暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している場合。
 - ②暴力団員が実質的に運営している場合
 - ③暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
 - ④契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している場合
 - ⑤暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合
- (4) 日本国内に本社を有し、必要に応じて本市に訪問可能である法人であること。
- (5) 地域おこし協力隊に関する採用支援業務又は活動支援・サポート業務を自治体より 1 回以上受託したことがあること

8. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明手続きを行う。なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

① 提出書類

- ・参加表明書（書式1）
- ・業務経歴書（書式2）

※地域おこし協力隊関連業務については、契約書及び業務実績が確認できるものを添付すること

- ・会社概要（書式3）
- ・役員等名簿及び照会承諾書（書式4）
- ・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

※参加表明書の提出時点では、「7.参加資格要件」は提案者自身の責任において確認すること。最優先交渉権者に決定した提案者のみ、決定後に参加資格要件を証する書類を提出するが、参加資格要件を満たさない場合は失格となる。

② 提出期限

令和6年5月1日（水） 17時15分必着

③ 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※郵送で提出した事業者は、提出期限までに、広報課に電話で到着を確認すること。

④ 参加表明書の受理

参加表明手続きを行った者に対し、令和6年5月2日（木）までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知する。参加表明書の受理の通知により、参加表明手続きは完了とする。

なお、通知は電子メールにて行う。（電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）

⑤ 参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本業務を辞退する場合は、参加辞退届出書（書式5）を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

参加表明手続きが完了した者は、以下により企画提案書等の書類を提出する。なお、提出書類に不備があるものについては受理しない。

① 提出書類

企画提案書類提出届（書式6） 1部

企画提案書（②による） 正本 1 部、副本 5 部

見積書（様式自由） 正本 1 部、副本 5 部

※R7年4月1日以降、3年間のサーバー利用・保守・運用及び地域おこし協力隊サポート業務に係る見積書を別紙にて提出すること。

② 企画提案書の書式等

用紙サイズはA4またはA3版とし、ページ数は20ページ程度までとする。

企画提案書は、モノクロまたはカラー、いずれも可。

なお、提案者の名称は、正本1部の表紙にのみ記載すること。そのほかは、会社ロゴ等を含み、提案者の名称が分かるものは一切記載してはならない。

③ 提出期限

令和6年5月22日（水） 17時15分必着

④ 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※郵送で提出した事業者は、提出期限までに、広報課に電話で到着を確認すること。

⑤ 提出書類の受理の通知

企画提案書の受理については、プレゼンテーションの案内とともに令和6年5月24日（金）までに通知する。また受理しなかったものについては、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する。（電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）

10. プレゼンテーションの実施

提案者が企画提案書の内容を説明し、提案内容等の質疑を行うためにプレゼンテーションを実施する。なお、仕様書に記載のない追加提案を行う場合は企画提案書にも内容を記載しておくこと。

- (1) プレゼンテーションは令和6年5月31日（金）に実施する。
- (2) プレゼンテーションは1提案者につき15分以内、質疑は10分以内とする。
- (3) プレゼンテーションでは、パソコンの持ち込みによる映写を認める。その他、必要な機材がある場合は、プレゼンテーションの案内時に相談すること。
- (4) 詳細については、プレゼンテーションの案内時に通知する。

※上記はあくまで予定であり、日程等はやむを得ず変更となる場合がある。

11. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。なお、

質問の提出書類については、別添の書式 7 によるものとし、回答は大牟田市公式ホームページに掲載し行う。

(1) 質問の受付

令和 6 年 4 月 19 日（金）17 時 15 分までの到着分について令和 6 年 4 月 24 日（水）までに回答する。

(2) 質問の提出方法

質問は、郵送、電子メールのいずれかで提出すること。

※提出した事業者は、提出期限までに、広報課に電話で到着を確認すること。

12. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合
- (2) 本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合
- (3) 提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合

13. 審査方法及び評価項目

- ① 本プロポーザルの審査は、大牟田市シティプロモーション推進業務プロポーザル審査委員会（審査員 5 名）により行う。
- ② 審査は、提案者の提案（企画提案書及びプレゼンテーション）について行う。
- ③ 評価項目及び配点については別紙 A のとおりとする。
- ④ 各委員の審査項目の合計点のうち、最高点と最低点を除いた平均点を算出する。
- ⑤ 本プロポーザルの審査における最低基準点は、④による審査員の評点の平均点を 50 点とし、これを下回る者は交渉権者とはなれない。
- ⑥ 複数の提案者が同点（最高点）の場合、項目別の点数が高い者を高順位とするものとし、その項目の優先順位は、別紙 A 表中「③業務別企画提案書」、「①業務理解度」、「②業務実績」、「④説明・質疑応答」の順とする。
- ⑦ 本プロポーザルにおいては、提案者が 1 者のみの場合も審査を行う。
- ⑧ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、罰則については定めない。

14. 審査結果の通知

審査結果については、令和6年6月5日（水）に提案者に自身の評点と順位を電子メールにて通知するとともに、本市のホームページに掲載する。

15. 契約候補者の決定方法

審査結果により、最優先交渉権者及び第2順位交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容（業務仕様書、契約書、契約に必要な図書類）を別紙Bの「最優先交渉権者協議要領」に基づき協議する。（※）

協議期間は概ね2週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。

協議が合意に達しない場合は、第2順位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。

第2順位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。

※ 本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務内容等は交渉により決定する。

16. 全体の日程

令和6年4月10日（水）	公表
令和6年4月19日（金）17時15分	質問締切
令和6年4月24日（水）	質問回答
令和6年5月1日（水）17時15分	参加表明締切
令和6年5月2日（木）	参加表明受理通知
令和6年5月22日（水）17時15分	提案書提出締切
令和6年5月24日（金）	提案書受理通知及びプレゼンテーション案内
令和6年5月31日（金）	プレゼンテーション
令和6年6月5日（水）	審査結果発表（大牟田市公式ホームページ）及び審査結果通知書発送

17. 特記事項

(1) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。

また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第29号）を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(2) 本市及び受託者は、相互に本業務の実施過程において知り得た相手方の機密を

他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、本市が法令等、官公庁の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。

18. その他

- ・ 提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザル以外の目的以外には使用しない。
- ・ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

【問合せ先及び資料等の提出先】

大牟田市企画総務部広報課（本庁舎 4 階）

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

電話番号 0944-41-2505

FAX 0944-41-2506

電子メール e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp

評価項目及び配点 (合計 100点)

評価項目		配点
①業務の理解度	本業務の趣旨を理解しているか	5
②業務実績		
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊採用支援・活動サポート業務の実績があるか	5
WEB サイト関連	自治体サイト構築の実績があるか	5
③業務別企画提案書		
A 地域おこし協力隊 設置支援業務 (採用支援)	どういう人物を採用しようとしているか 人材確保のための方策は考えているか	5
	求人広告、SNS の活用等、募集の周知方法について検討されているか	5
B 地域おこし協力隊 設置支援業務 (サポート業務)	・協力隊活動計画の作成補助 ・活動サポート・アドバイス ・企画案 (動画企画案等) ・協力隊任期終了後の展望及び定住に向けた支援について検討されているか	20
	常に隊員をサポートできる体制が整っているか	5
C シティプロモーション サイト構築及び 管理運用業務	スケジュールは適切か	2
	閲覧者の目をひくデザイン・機能となっているか	5
	閲覧者を呼び込む方策が示されているか	5
	CMS は使いやすい仕組みとなっているか	5
	サーバの設置・管理を含めたセキュリティ方針は適切か	5
	障害・災害が起きた際の体制は信頼できるものとなっているか	3
D 自社動画配信サービス運用	閲覧者を呼び込む方策及びまた動画配信サービスから本市サイトへの流入を促す仕組みが検討されているか	5
E SNS での情報発信	それぞれの SNS の特性を理解した発信を計画しているか	5
F その他	追加提案や、提案書のそれぞれの項目で特に評価できる点があるか	10
④説明・質疑応答	企画提案書の説明及び質疑への回答は的確に行われているか	5

最優先交渉権者協議要領

1. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。
 - ① 業務に関する仕様書
 - ② 業務に関する契約書
 - ③ その他契約書に必要な図書類
2. 最優先交渉権者は、前項に基づく見積書を大牟田市に提出する。
3. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。
4. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。その場合は、大牟田市に理由を明記した文書をもって通知する。
5. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。

(書式1)

令和 年 月 日

大牟田市長 宛て

事業者名称

代表者氏名

連絡先（事務所の所在・電話番号・FAX番号・Eメールアドレス・担当者名）

公募型プロポーザル参加表明書

業務等の名称

「大牟田市シティプロモーション推進業務」

上記の業務のプロポーザルにつきまして、参加資格要件に適合することを確認しましたので、参加を表明します。

上記の業務のプロポーザルにつきまして、参加を表明します。参加資格要件を証する添付書類につきましては、事実と相違しないことを誓約します。

(添付書類)

- 1 業務経歴書（書式2）
- 2 会社概要資料（書式3）及び会社パンフレット等
- 3 役員等名簿兼照会承諾書（書式4）
- 4 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

業務経歴書

番号	地域おこし 協力隊関連	業務実績
1		(発注者) ●●市 (件名) ●●市●●業務委託 (履行機関) 令和●年●月●日～令和●年●月●日 (契約金額) ●●円
2	○	発注者) ●●市 (件名) ●●市地域おこし協力隊採用支援業務委託 (履行機関) 令和●年●月●日～令和●年●月●日 (契約金額) ●●円
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

会社概要

商号又は名称		
代表者名		
設立年月日		
法人の沿革		
資本金	円	
従業員数	役員	名
	正社員	名
	その他	名
本店所在地		
支店・営業所数		
大牟田市を所管する 支店・営業所名		
同所在地		
業務内容		
備考	※大牟田市内における営業所の開設の予定等	

※パンフレット等を添付して下さい。

役員等名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

大牟田市長 関 好孝 殿
(広報課)(届出者) 主たる事務所
の所在地
法人(団体)名
代表者名

当法人(団体)は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人(団体)及びこの名簿に記載した者について、大牟田市シティプロモーション推進業務公募型プロポーザル実施要領に定める暴力団の排除に関する条項に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

役 職	(ふりがな) 氏 名	性 別	生 年 月 日
代表者			, ,
			, ,
			, ,
			, ,
			, ,
			, ,

備考1 この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の規定により、上記以外の目的には使用しません。

2 裏面の記入要領を参照し、記載してください。

記 入 要 領

- 1 この書面には、次に該当する者を記載すること。
 - (1) 株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）
 - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 次に該当する場合は、(1) から (6) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人を置く場合は、支配人
 - イ 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者
- 2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

(書式5)

令和 年 月 日

大牟田市長 宛て

事業者名称

代表者氏名

連絡先（事務所の所在・電話番号・FAX番号・Eメールアドレス・担当者名）

プロポーザル参加辞退届出書

業務等の名称

「大牟田市シティプロモーション推進業務」

標記のプロポーザルにつきまして、参加を辞退します。

(辞退理由)

(弊社の都合による。など)

令和 年 月 日

大牟田市長 宛て

提案者名称

代表者氏名

連絡先（事務所の所在・電話番号・FAX番号・Eメールアドレス・担当者名）

企画提案書類提出届

業務等の名称

「大牟田市シティプロモーション推進業務」

上記の業務のプロポーザルにつきまして、実施要領に基づき、以下の書類を提出します。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 企画提案書 | 正本 1 部、副本 5 部 |
| 2. 見積書（様式自由） | 正本 1 部、副本 5 部 |

(書式7)

令和 年 月 日

大牟田市長宛て

事業者名称

代表者氏名

連絡先（事務所の所在・電話番号・FAX番号・Eメールアドレス・担当者名）

プロポーザルに関する質問書

1 業務等の名称

大牟田市シティプロモーション推進業務

2 質問内容